

議案第26号

米原市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について

米原市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

国家公務員における配偶者同行休業の取扱いを踏まえて所要の規定の整備を行うため、この案を提出するものである。

## 米原市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

米原市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年米原市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第2項」を「から第3項まで」に改める。

第5条中「第7条第1号および第8条第1項第1号から第3号までにおいて」を「以下」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、およびその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。

第10条中「およびその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日またはそのいずれかの日」を「、同日後における最初の昇給日（職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。）またはその次の昇給日」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市職員の配偶者同行休業に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市職員の配偶者同行休業に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項までおよび第11項の規定に基づき、職員（法第26条の5第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(配偶者同行休業の承認の申請)</p> <p>第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日および末日ならびに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所または居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。</p> <p>第6条 略</p> <p>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p><u>第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、およびその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。</u></p> <p>第7条～第9条 略</p>	<p>米原市職員の配偶者同行休業に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項から第8項までおよび第11項の規定に基づき、職員（法第26条の5第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 略</p> <p>(配偶者同行休業の承認の申請)</p> <p>第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日および末日ならびに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。第7条第1号および第8条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が当該期間中に外国に住所または居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条～第9条 略</p>

(職場復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（職員の昇給を行う日として規則で定める日をいう。） またはその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第11条 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(職場復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日またはそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第11条 略